



佐賀県公報

平成20年
10月21日
(火曜日)
第 13095号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定

(三九一・子ども課) 一

○道路の区域の変更

(三九二・道路課) 二

○

(三九三・) 二

○道路の供用開始

(三九四・) 二

公告

○建設業の許可の取消処分

(建設・技術課) 二

正誤

◎平成十九年十月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

(人事委員会) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第三百九十一号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 135	別冊本当にあったHな話11月1日号増刊 人妻本当にあったHな話 Vol . 40	(株)ぶんか社	18136-11 L - 11/29	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20 - 136	本当にいたよ！ こんなにやさしいお姉さん VOL . 55 11月号	(株)ダイアプレス	08019-11	
"	20 - 137	別冊 Street SUGAR Street SUGAR11月号増刊	(株)サン出版	04168 - 11 L 11/17	
"	20 - 138	話王 第112号 11月号	(株)ぶんか社	19819 - 11	
"	20 - 139	特冊快援隊 人妻新鮮組11月増刊号	(株)竹書房	07454 - 11 L - 12/2	
"	20 - 140	これが本当！人妻のH話 Vol . 57 もっとすごい本当のH話コレクション11月号増刊	メディア・クライス(株)	18764 - 11 L 2008年11月20日	
"	20 - 141	マガジン・バン！ 11月号	(株)サン出版	18371 - 11	
"	20 - 142	別冊本当にあったHな話 11月号	(株)ぶんか社	18135 - 11	
"	20 - 143	マガジン・ウォー・ゼット 11月号	(株)サン出版	08373 - 11	

●佐賀県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市真木町字田中後一六六一番一地从先から	鳥栖市轟木町字二本黒木一〇五八番一地从先まで	後	四〇・五 一六・三	一、二九二・六
	鳥栖市真木町字田中後一六六一番一地从先から	鳥栖市轟木町字二本黒木一〇五八番一地从先まで	前	四四・〇 一六・〇	一、二九二・六

●佐賀県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市真木町字田中後一六六一番一地从先から 鳥栖市轟木町字二本黒木一〇五八番一地从先まで	平成二〇・一〇・二二

●佐賀県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 新鳥栖停車場線	鳥栖市原古賀町字一本松二〇七番一地从先から	鳥栖市蔵上町字外精七七番一地从先まで	後	七二・〇 一一・〇	七四二・〇
	鳥栖市原古賀町字一本松二〇七番一地从先から	鳥栖市蔵上町字外精七七番一地从先まで	前	三一・〇 四・八	四九二・〇

○ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月21日

佐賀県知事 古川 康

平成20年5月8日	株式会社西村土木建設 佐賀市諸富町大字山領332番地1	西村 秀樹 佐賀県知事許可(般-18) 第5466号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月11日 (一部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月2日	株式会社大義建設 小城市三日月町樋口981番地3	大家 良太郎 佐賀県知事許可(特-19) 第5668号	造園工事業に関する特定建設業の許可	平成20年5月8日 (一部廃業)
平成20年5月8日	株式会社西村土木建設 佐賀市諸富町大字山領332番地1	西村 秀樹 佐賀県知事許可(般-18) 第5466号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月11日 (一部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月4日	株式会社整宏土建 唐津市肥前町万賀里川1613番地	前田 勝久 佐賀県知事許可(般-17) 第7574号	左官工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月20日 (一部廃業)
平成20年5月8日	佐賀ハウジング株式会社 佐賀市兵庫南一丁目7番24号	平島 孝典 佐賀県知事許可(般-19) 第10581号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月14日 (全部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月6日	有限会社鳥栖環境 開巻総合センター鳥栖市轟木町929番地2	宮原 敏也 佐賀県知事許可(般-19) 第5612号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月27日 (一部廃業)
平成20年5月16日	株式会社林田建設 武雄市橋町大字片白8745番地	林田 俊男 佐賀県知事許可(特-17) 第7624号	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設建設業の許可	平成20年4月1日 (全部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月6日	株式会社大同工務店 鳥栖市神辺町1418番地4	大坪 幸男 佐賀県知事許可(特-15) 第9987号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、カラス工事業、防水工事業、内装工事業、水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業及び建設建設業の許可	平成20年5月28日 (一部廃業)
平成20年5月20日	株式会社秀嶋建設 唐津市相知町平山上甲1332番地	秀嶋 倉市 佐賀県知事許可(般-17) 第5324号	しゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月18日 (一部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月9日	株式会社シオザキ 三養基郡みやき町大字坂口3443番地3	塩崎 由紀子 佐賀県知事許可(般-16) 第10168号	石工事業、鋼構造物工事業、装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月30日 (一部廃業)
平成20年5月29日	有限会社中林設備 武雄市武雄町大字永島15001番地	中林 雅之 佐賀県知事許可(般-19) 第9900号	土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月3日 (全部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月24日	有限会社馬渡電設 杵島郡白石町大字福富3506番地	馬渡 晴吉 佐賀県知事許可(般-18) 第6963号	電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月22日 (全部廃業)
平成20年5月29日	株式会社大宅建設 武雄市武雄町大字武雄5668番地	大宅 賢二 佐賀県知事許可(特-18) 第6108号	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成20年5月7日 (全部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月24日	有限会社副島組 杵島郡白石町大字福田1641番地2	副島 浩 佐賀県知事許可(般-19) 第6316号	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成20年6月3日 (全部廃業)
平成20年5月29日	諸隈建築 西松浦郡有田町大木宿乙394番地	諸隈 文夫 佐賀県知事許可(般-17) 第8490号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月20日 (全部廃業)	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日	平成20年6月25日	大昌工業 唐津市久里字古川1128番地85	大久保 隆 佐賀県知事許可(般-18) 第8599号	鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可	平成20年6月11日 (全部廃業)

平成20年 6月25日	株式会社谷口組 唐津市原1022番地 1	谷口 英一 佐賀県知事許可 (般 - 18) 第7983号	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 ほ装工事業及び水道 施設工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 17日 (全部廃業)	○ 正 誤 平成十九年十月三十一日佐賀県公報号外中訂正
平成20年 6月30日	玄海テック株式会 社 伊万里市黒川町塩 屋5番地1	小國 康智佐賀 県知事許 (般 - 16) 第5290号	土木工事業、建築工事 業及び塗装工事業に 関する一般建設業の 許可	平成20年4月 30日 (一部廃業)	
平成20年 6月30日	有限会社川口工務 店 西松浦郡有田町桑 古場乙2432番地8	川口 貴之 佐賀県知事許可 (特 - 16) 第6597号	建築工事業に関する 特定建設業の許可	平成20年4月 17日 (一部廃業)	
平成20年 7月1日	株式会社井手建設 佐賀市鍋島町新久 1111番地	井手 重信 佐賀県知事許可 (般 - 17) 第4456号	造園工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 4日 (一部廃業)	
平成20年 7月4日	有限会社田中建築 工業 嬉野市塩田町大字 久間字八幡籠内 1057番地1	田中 智美 佐賀県知事許可 (般 - 17) 第5944号	建築工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 12日 (全部廃業)	
平成20年 7月4日	宮崎建築 嬉野市嬉野町大字 下宿甲2434番地1	宮崎 正人 佐賀県知事許可 (般 - 19) 第10598号	建築工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 12日 (全部廃業)	
平成20年 7月4日	大江海事工業 藤津郡太良町大字 大浦丙801番地9	大江 則文 佐賀県知事許可 (般 - 19) 第9787号	とび・土工工事業に関 する一般建設業の許 可	平成20年6月 24日 (全部廃業)	
平成20年 7月4日	中島庭苑 伊万里市大坪町乙 4820番地2	中島 利夫 佐賀県知事許可 (般 - 16) 第10156号	造園工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 27日 (全部廃業)	
平成20年 7月4日	西松浦通運株式会 社 西松浦郡有田町外 尾山丙1577番地	松本 直大 佐賀県知事許可 (般 - 19) 第10527号	建築工事業及び電気 工事業に関する一般 建設業の許可	平成20年6月 27日 (一部廃業)	
平成20年 7月11日	西松浦通運株式会 社 西松浦郡有田町外 尾山丙1577番地	鶴田 金治 佐賀県知事許可 (般 - 18) 第8621号	土木工事業に関する 一般建設業の許可	平成20年6月 19日 (一部廃業)	

正 誤 頁

様式(第3条関係)

自己啓発等休業承認申請書

(任命権者)		年 月 日		
_____様		申請者	所属名 _____	
			職 名 _____	
			氏 名 _____ 印	
次のとおり自己啓発等休業(期間の延長)を申請します。				
1 申請の区分	自己啓発等休業(2及び3に記入) 期間の延長(2及び4に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()	
		課 程 (修業年限)	()	
		修学の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		活動分野
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業をしている期間			
5 備考				

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。
この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

箇所

下段右から四行目

16

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社

注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。